

2021年3月18日

受益者の皆様へ

UBSアセット・マネジメント株式会社

「UBS地球温暖化対応関連株ファンド」および「UBS地球温暖化対応関連株マザーファンド」
約款変更(予定)のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社では、標記ファンドにつきまして、約款に定める規定により、下記日程にて約款変更させていただきますので、お知らせいたします。

なお、このお知らせは、改正前の投資信託及び投資法人に関する法律第30条の規定に基づき、法定手続きの一環として、対象となる受益者の皆様にお送りさせていただくものですのでご了承願います。

敬具

<記>

1. 対象となるファンド

UBS地球温暖化対応関連株ファンド（以下「当ファンド」といいます。）

UBS地球温暖化対応関連株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）

2. 約款変更の理由と内容

近年、気候変動問題を巡る投資機会の裾野は、新たな知見・技術の蓄積や、異常気象の頻発などによる危機意識の増大と価値観の変化などを背景に、国際機関、政府、アカデミズム、上場企業を含む営利・非営利の各種団体、消費者とあらゆる主体の積極的な取り組みを得て大きく拡大しています。同時に、株式市場を中心とする資本市場側でも、評価尺度の高度化を進めつつ、同問題がもたらす成長機会とリスクの長期的見通しを価格形成により強く織り込む動きが続いています。この流れは今後さらに加速していく見通しであり、気候変動問題は、最早、特定のセクターの企業に対してのみ重大な影響を及ぼす局所的な問題ではなく、あらゆるセクターに属する企業が、その長期的な成長と生き残りを賭けた取り組みを迫られる構造的課題となっている、と理解することが適切だと考えます。

こうした状況に鑑み、弊社としましては、当ファンドおよびマザーファンドがテーマとする気候変動問題をめぐる投資機会をより効果的なものとするために、当該約款における運用の基本方針の一部について変更を行うことが望ましいと判断いたしました。

また、同時に、ファンドの特性をよりイメージしやすいようにファンド名称の変更も行います。

本約款変更につき、受益者の皆様におかれましてはご理解を賜りたくお願い申し上げます。(約款変更の詳細は(別紙1)「約款変更箇所新旧対照表」を、具体的な変更点については(別紙2)「運用上の主な変更点」をご覧ください。)

3. 手続きおよび約款変更に関するスケジュールについて

- ①公告日(日本経済新聞朝刊) : 2021年3月18日(木)
- ②異議申立期間 : 2021年3月18日(木)から2021年4月26日(月)まで
- ③約款変更成否決定日 : 2021年4月27日(火)
- ④異議申立受益者の買取請求期間 : 2021年4月28日(水)から2021年5月19日(水)まで
- ⑤約款変更適用日 : 2021年5月21日(金)

公告日(2021年3月18日(木))現在の受益者は、異議申立期間中に、弊社に対し、書面によりこの約款変更に対し異議を申し出ることができます。

なお、3月17日以降のお申込みにより取得された方および2021年3月16日以前のお申込みにより解約された方は、この約款変更に対し異議を申し出ることはできません。

※この約款変更に関する異議のない場合は何ら手続きの必要はございません。

[約款変更を行う場合]

上記②の期間中に異議の申し出をされた受益者の受益権の合計口数(マザーファンドについては、当ファンドの受益者の受益権の口数を、マザーファンドにおける実質的な受益権の口数に換算させていただきます。)が、公告日現在の受益権(マザーファンドについては、マザーファンドの受益権となります。)総口数の2分の1を超えない場合は、2021年5月21日に約款変更が適用されます。

[約款変更を行わない場合]

異議の申し出をされた受益者の受益権の合計口数が、公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えた場合は、約款変更は行いません。この場合、約款変更しない旨を、異議申立期間終了後、速やかに日本経済新聞にて公告し、書面にてご報告いたします。

4. 異議申立方法について

予定しております約款変更に対し、異議のある受益者の方は、異議申立てを行うことができます。書面に以下の内容をご記入の上、2021年4月26日(必着)までに下記宛に封書にてご郵送ください。

(1) 宛先

〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目5番1号
大手町ファーストスクエア イーストタワー
UBSアセット・マネジメント株式会社
クライアント・サービス部内 約款変更に関する異議申立窓口行

(2) ご記入いただく内容

- | |
|-------------------------------|
| ① 住所 |
| ② 氏名または会社名（署名または販売会社へのお届け印捺印） |
| ③ 電話番号（日中連絡先） |
| ④ ファンド名 「UBS地球温暖化対応関連株ファンド」 |
| ⑤ 販売会社名、取扱店名および口座番号 |
| ⑥ 公告日（2021年3月18日）現在の受益権口数 |
| ⑦ 約款変更について反対する旨 |

- ※ 当ファンドを複数の口座でお持ちの方は、保有するすべての取扱店名、口座番号をご記入ください。
- ※ ご自身の受益権口数をご不明の場合は、販売会社へご確認の上、ご記入ください。
- ※ 上記の記入内容に不備等がある場合には、異議申立てをお受けできなくなる場合がありますので、ご留意ください。

[個人情報取り扱いについて]

当手続きにあたりお客様に関する情報（氏名、住所、電話番号、投資信託口座番号および受益権口数等）を、販売会社、受託会社（再信託受託会社を含みます。）および委託会社（弊社）が共有することがありますのであらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。なお、取得した個人情報は、異議申立手続きおよび買取請求に関する事務を処理するために必要な範囲で利用いたします。

5. 異議申立てされた受益者の買取請求の手続きについて

異議申立てされた受益者の受益権の合計口数が公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えず、約款変更が決定した場合は、異議申立てされた受益者は保有する受益権につき、以下の手続きにより、販売会社を通じて受託会社に対し、信託財産による買取りを請求することができます。

なお、異議申立てをされた受益者の方が必ず買取請求をしなければならないわけではありません。引き続き保有いただくことも、また、異議申立期間中、買取請求期間中ともに、約款変更に対し異議申立てをされたか否かに関わらず、販売会社においては、通常どおり換金のお申込を行うこともできます。ただし、以下の買取請求を行った場合、通常の換金のお申込を行うことができなくなりますので、ご留意ください。

(1) 買取請求期間

2021年4月28日（水）から2021年5月19日（水）まで

(2) 手続き方法

異議申立てをされた受益者の方に別途「買取請求関係書類」を、弊社よりお送りいたします。買取請求を行う場合は、必要事項をご記入のうえ、当ファンドをご購入された販売会社の本・支店等にご提出いただきます。

(3) 買取価額

買取価額は、原則として、受託会社である三菱UFJ信託銀行株式会社が、当該買取請求必要書類を受付けた日の翌営業日の基準価額とさせていただきます。

なお、受託会社より買取代金をお支払する際に、振込手数料等の費用が差し引かれます。

(4) その他

上記の諸手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでに通常の換金のお申込の場合よりも日数を要することがあります。また、買取代金をお支払する際に、買取事務に関する費用（振込手数料等）を買取代金より差し引かせていただきます。

<本件に関する問い合わせ先>

UBSアセット・マネジメント株式会社

約款変更お問い合わせ窓口

電話番号 03-5293-3700（受付時間 営業日の9：00から17：00まで）

以上

(別紙 1)

約款変更箇所新旧対照表

追加型証券投資信託 UBS 地球温暖化対応関連株ファンド

下線部が変更箇所を示します。

変更後	変更前
<p>(ファンド名称) 追加型証券投資信託 UBS <u>気候変動関連グローバル成長株式</u>ファンド</p>	<p>(ファンド名称) 追加型証券投資信託 UBS <u>地球温暖化対応関連株</u>ファンド</p>
<p>(運用の基本方針) 2. 運用方法 (1) 投資対象 UBS <u>気候変動関連グローバル成長株式</u>マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。なお、内外の株式等に直接投資することがあります。</p> <p>(2) 投資態度 ①マザーファンド受益証券への投資を通じて、<u>先進的な技術やサービスで気候変動問題への対応を行う企業や低炭素社会実現を牽引する企業の株式を中心に投資を行います。</u></p> <p>②個別銘柄の選択においては、<u>主として気候変動に関する取り組みを各セクターでリードする企業、ならびに低炭素社会移行からの恩恵が期待される企業の中で、長期的な業績成長見通しが優れ、事業運営におけるリスクが限定的な企業を選択し投資いたします。</u></p> <p>③～⑦（略）</p>	<p>(運用の基本方針) 2. 運用方法 (1) 投資対象 UBS <u>地球温暖化対応関連株</u>マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。なお、内外の株式等に直接投資することがあります。</p> <p>(2) 投資態度 ①マザーファンド受益証券への投資を通じて、<u>地球温暖化防止に関連する革新的な技術を持ち、今後大きな成長が見込める世界各国の企業の株式を中心に実質的に投資を行います。ただし、地球温暖化防止に関連する新規公開株および新興国株にも実質的に投資を行う場合があります。</u></p> <p>②個別銘柄の選択においては、<u>主として温暖化ガスの削減に直接関連する、ならびにエネルギー効率の改善に関連するという観点から、高成長が期待できる業種、企業を選択し投資いたします。</u></p> <p>③～⑦（略）</p>

親投資信託 UBS地球温暖化対応関連株マザーファンド

下線部が変更箇所を示します。

変更後	変更前
<p>(ファンド名称) 親投資信託 UBS <u>気候変動関連グローバル成長株式マザーファンド</u></p>	<p>(ファンド名称) 親投資信託 UBS <u>地球温暖化対応関連株マザーファンド</u></p>
<p>(運用の基本方針) 2. 運用方法 (1) 投資対象 <u>先進的な技術やサービスで気候変動問題への対応を行う企業や低炭素社会実現を牽引する企業の株式を中心に投資を行います。</u></p> <p>(2) 投資態度 ①個別銘柄の選択においては、<u>主として気候変動に関する取り組みを各セクターでリードする企業、ならびに低炭素社会移行からの恩恵が期待される企業の中で、長期的な業績成長見通しが優れ、事業運営におけるリスクが限定的な企業を選択し投資いたします。</u> ②～⑥ (略)</p>	<p>(運用の基本方針) 2. 運用方法 (1) 投資対象 <u>地球温暖化防止に関連する革新的な技術を持ち、今後大きな成長が見込める世界各国の企業の株式を主要投資対象とします。ただし、地球温暖化防止に関連する新規公開株および新興国株にも投資する場合があります。</u></p> <p>(2) 投資態度 ①個別銘柄の選択においては、<u>主として温暖化ガスの削減に直接関連する、ならびにエネルギー効率の改善に関連するという観点から、高成長が期待できる業種、企業を選択し投資いたします。</u> ②～⑥ (略)</p>

(別紙2)

運用上の主な変更点

ポイント① ～投資ユニバースを拡大します～

投資ユニバースは約 500 銘柄（変更前）から約 1000 銘柄（変更後）に拡大します。結果としてセクター分散が強化されます。

変更前のテーマは、再生エネルギー／エネルギー効率／温暖化ガス削減関連企業と、温暖化対策を事業ドメインのコアに据える企業群（狭義のユニバース設定）としていたものを、変更後は、適応（関連技術・サービスを提供する企業群）／低減（各セクターにおいて気候変動リスクの認識と対応に優れた企業群）／転換（2 度シナリオ^(注1)に整合する事業転換を進める温暖化ガス大排出セクターの企業群）の3つとして領域を拡大します。

ポイント② ～新たな投資アプローチを取り入れます～

UBS がこれまで様々なサステナブル投資戦略で得た知見を基に、拡大した投資ユニバースから優れた投資機会を特定します。具体的には以下の3つの先進的手法を取り入れます。

(1) UBS が独自開発した非財務情報に基づくサステナブルスコアを含むリスク・ダッシュボードを用いて、「低減ユニバース」が含む広範なセクターの気候変動問題への対応状況を評価します。

(2) 同じく UBS が独自開発し受賞歴もある、企業の炭素排出量実績のみならず将来に向けた取り組み姿勢を確率論手法を取り入れて評価する「グライドパス炭素排出量評価モデル」で、温暖化ガス大排出セクター企業の事業戦略について「2 度シナリオ」との整合性を評価します。

(3) ESG 専担チームのサポートを得た積極的なエンゲージメント（企業との対話）で投資先企業にベストプラクティスの推進を働き掛けます。他の投資家と協働した働き掛けとして Climate Action 100+^(注2)も積極的に活用します。

ポイント③ ～グリーン目標を追加します～

パフォーマンス面の運用目標（市場平均を長期で上回ることを目指す）に加え、炭素排出量などの面で市場平均より優れることを目指します。

（注1）「2 度シナリオ」

国際エネルギー機関の「エネルギー技術展望（Energy Technology Perspective、ETP）」で示された2100年までの世界平均気温の上昇が少なくとも50%の確率で2°Cに抑えられるシナリオのことをいい、このシナリオは将来の予測を定量的に示しているものです。

（注2）「Climate Action 100+」

世界的な環境問題の解決に大きな影響力のある企業と情報開示や温室効果ガス排出量削減に向けた取り組みなどについて建設的な対話を行う機関投資家の世界的なイニシアティブのことをいいます。